

【勤務地:東京都区内】

## 期間業務職員（障害者雇用）の採用について

内閣官房内閣広報室では、障害者雇用の一環として、障害者を対象とした期間業務職員を次のとおり募集いたします。

<u>仕事内容</u>	一般事務等
<u>雇用形態</u>	非常勤
<u>雇用期間</u>	2019年5月1日から2020年3月31日 ※ 採用後、1か月間は条件付採用期間となります。 ※ 雇用期間終了後、勤務成績等により再雇用することも可能です。
<u>資 格</u>	次に掲げる手帳等の交付を受けている者 1 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。） 2 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 3 精神障害者保健福祉手帳 なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。 (1) 日本国籍を有しない者 (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者 ○ 成年被後見人、被保佐人 ○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 ○ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
<u>勤務時間</u>	9：30～18：15 ※ 1日の勤務時間及び開始時刻・終了時刻は、週30時間以上の範囲で応相談。

<u>休憩時間</u>	12：00～13：00までの60分
<u>給与</u>	日給月給制
<u>日給</u>	8,230円～10,020円/日（1日7時間45分勤務の場合） （学歴、経験年数により決定） その他に賞与（一定の条件を満たした場合）、 通勤手当（月額55,000円以内）、 住居手当（月額27,000円以内）、 超過勤務手当（実績に応じて支給）あり。
<u>退職手当</u>	一定の条件を満たした場合、国家公務員法が適用され退職手当が支給されます。
<u>勤務日</u>	月曜日から金曜日（休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）
<u>休暇</u>	年次休暇等の制度有り（最初に採用された日から6か月以上継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した場合、10日の年次休暇（有給）を取得可。） ※ 年次休暇以外の休暇として事情に応じた有給・無給の休暇があります。
<u>就業場所</u>	東京都千代田区
<u>加入保険</u>	雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入。 ※ 国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。また、再採用により引き続いて1年を超えて勤務した場合、国家公務員共済組合の組合員に該当し、組合員の資格取得と同時に健康保険、厚生年金保険の被保険者としての資格を喪失します。
<u>災害補償</u>	公務災害及び通勤災害による負傷等は、国家公務員災害補償法に基づく補償の対象に該当します。
<u>服務規律等</u>	国家公務員として業務に従事するため、職務遂行に当たっては国家公務員法等（服務の根本基準、法令及び上司の命令に従う義務、争議行為等の禁止、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務及び政治的行為の制限等）を遵守。
<u>職務内容</u>	予定している業務としては、 ・ コピー、シュレッダー、電話対応、書類作成等の一般事務及び雑務 ・ 報道ぶり（新聞、TV、週刊誌、要人ツイッター等）に関するパソコンを用いたメモの作成・確認・修正 等 ※具体的な仕事内容は適性に応じて調整します。
<u>採用人数</u>	1名
<u>応募要領</u>	下記応募先にご連絡の後、以下の書類をお送りください。 履歴書（カラー写真貼付、市販のもので可。）志望動機、職務経歴

書

ご提出いただいた応募書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

応募先

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房内閣広報室 総務担当

※封筒表面に「期間業務職員応募書類」と明記してください。

問合せ先

採用に関するお問い合わせは、下記問合せフォームにてお受けいたします。氏名、連絡先（電子メールアドレス）、質問事項を問合せフォームに記載ください。受領後、担当者よりご連絡させていただきます。

（電話によるお問い合わせはお受けいたしかねますので、ご遠慮いただきますようお願いいたします。）

（問合せフォームアドレス）

[https://www.kantei.go.jp/jp/forms/saiyou\\_kikan\\_enquete.html](https://www.kantei.go.jp/jp/forms/saiyou_kikan_enquete.html)

募集期限

2019年4月12日（金）（必着）

試 験

書類選考後、合格者に対し面接を行い、採用者を決定します（希望する方は、採用決定前に職場実習を行うことも可能ですのでご相談ください）。

書類審査の結果、面接を行うこととなった方のみに面接の日時・場所をご連絡いたします。

なお、支援機関を利用している方は、面接時に支援者の同席が可能です。

個人情報の取扱い

採用に関して知り得た個人情報については、採用活動を目的に利用するものとし、その管理は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切に行います。